

学習用の端末（タブレット端末）の破損や紛失の対応について

宗像市教育委員会

宗像市立の学校では、1年生から9年生まで一人ひとりに学習用の端末（タブレット端末）を学習活動で活用しています。タブレット端末について、学校では子どもたちの適切な利用を指導していますが、学校での活用のほか、持ち帰りによる家庭や登下校中の破損や紛失のリスクが想定されます。

つきましては、破損または紛失した場合の状況によって、以下のとおり、保護者の責任による現状復旧をお願いする場合がありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、万一、破損や紛失が発生した場合、速やかに学校への連絡と状況説明をお願いします。

【保護者の責任による原状復旧をお願いする場合】

●学校外及び学校での学習外（登下校時、学童、家庭など）

●故意や重大な過失による破損や紛失

故意または重大な過失の例

- ・タブレット端末の上に乗る、放り投げる、水槽に沈める等による破損
- ・登下校中に端末を通学路に置き忘れる等による紛失

使用者（児童生徒）の責任にならない破損や紛失の例

- ・災害や事故による破損、自然故障
- ・善良な管理の下の盗難及び災害による紛失

《保険について》

保護者による原状復旧の責任が生じた場合に備えて、受託品賠償責任補償ⁱがセットされている保険への加入をご検討ください。学校を通じて案内している保険は以下のとおりです。

その他に、各家庭が任意で加入している保険（自動車保険、火災保険、傷害保険等）が、破損や紛失の補償に対応している場合があるため、各保険会社へご確認ください。

■学校からご案内している保険について

- 保険名 : 小・中学生総合保障制度（子ども総合保険）
- 問い合わせ先 : 株式会社コーリン
- 電話番号 : 0120-228-553

※加入希望時期によっては、保険に加入できない場合がありますので、問い合わせ先にご確認いただきますようお願いいたします。

ⁱ受託品損害賠償責任補償：他人(学校)から預かった物を破損した場合等で、損害賠償責任が生じた時に保険金が支払われるものです。